



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

法律扶助協会の自主事業の行方

● 法律扶助協会の自主事業が 存続するための制度構想

日弁連は全国の弁護士会に対し、本年1月27日、「日本司法支援センターの設立に伴う財団法人法律扶助協会実施の自主事業存続のための制度構想(案)」についての照会を行ない、来る3月4日を回答期限とした。この照会により、財団法人法律扶助協会（以下「法律扶助協会」という）実施の自主事業存続に関する日弁連の現時点での活動方針が明らかになったので、以下、その概要を明らかにするとともに、積み残された主な論点を指摘する。

なお、法律扶助協会実施の自主事業を次の3種類に分類する。

- ① 刑事被疑者弁護援助事業
- ② 少年保護事件付添扶助事業

- ③ その他の人権関連自主事業（犯罪被害者法律援助、中国・サハリン残留日本人国籍取得支援、難民法律援助、外国人の人権救済援助、子どもの人権救済援助、精神障害者の退院請求やホームレスの生活保護申請援助などを含む行政手続代理援助、高齢者・障害者支援など）

● 構想の趣旨

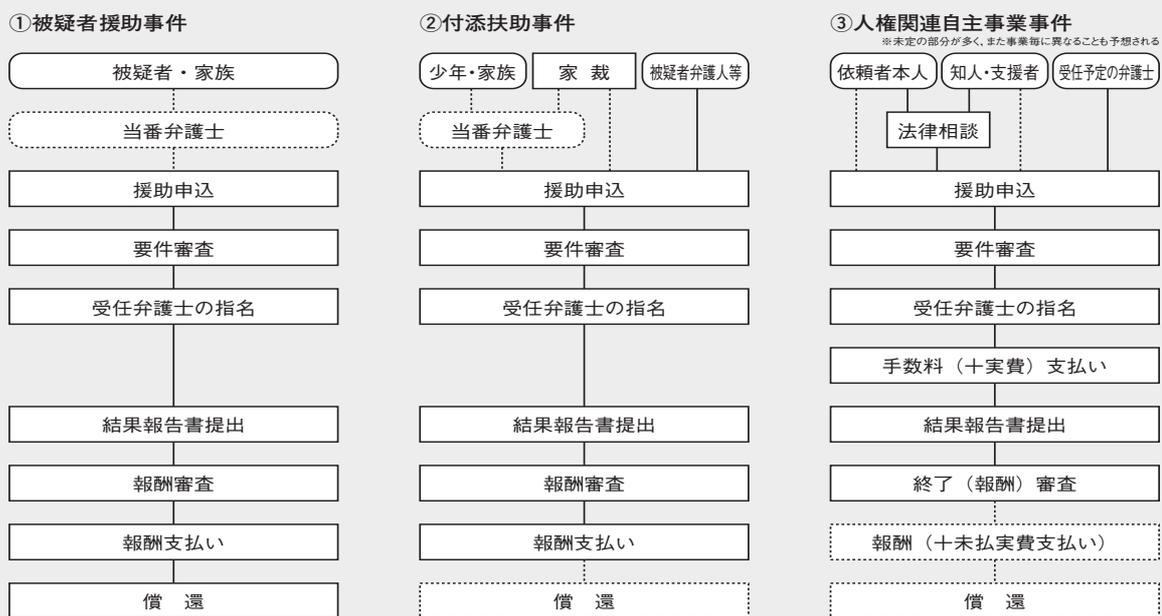
- (1) 刑事被疑者弁護援助事業および少年保護事件付添扶助事業について

日弁連委託方式による存続・拡充を新たな方針として検討する。

- (2) その他の人権関連自主事業について

日弁連委託方式により、全国で利用可能な事業として整理・統合した上での存続・拡充を新たな方針とし

図1 自主事業のフローチャート



(日弁連日本司法支援センター推進本部事務局作成)

て検討する。

(3) 日弁連委託方式とは

図1のスキームを参考にしつつ、その具体的内容を検討する。

● 日弁連委託方式とは

(1) 日本司法支援センターの設立と自主事業

法律扶助協会は、これまで、(ア)民事法律扶助法に基づく補助金対象事業と(イ)自主事業(民事法律扶助法の適用がない事案ではあるが、人権保障などの観点から弁護士会による法的援助が必要な事案について、自主財源や各単位会の援助金などに基づいて行なう法律援助)を実施してきた。ところが、(ア)民事法律扶助法に基づく補助金対象事業については、本年秋に業務を開始する日本司法支援センター(以下「司法支援センター」という)が本来業務として実施し、法律扶助協会は、将来解散することが予定されている。

そこで、司法支援センターの設立を前提として、自主事業をどのような制度として存続させるかが問題となる。

(2) 自主事業の存続方式

存続方式として考えられるものを図式化すると、図2のとおりである。

● 日弁連が日弁連委託方式を妥当と考える主な理由

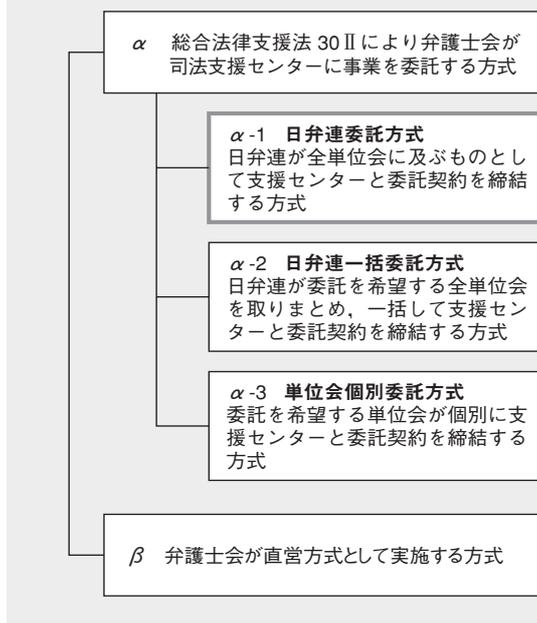
(1) 刑事被疑者弁護援助事業および少年保護事件付添扶助事業について

刑事被疑者弁護援助事業について、多くの単位会は日弁連から一括委託する方式を選択すると回答しているから、直営事業を選択すると回答した単位会の了解をえられるのであれば、他の自主事業(特に少年保護事件付添扶助)との一体性から、日弁連委託方式が望ましい。また、少年保護事件付添については、その実施状況は地域によって格差があることから、日弁連委託方式を採用して全国的な体制を整えるべきである。

(2) その他の人権関連自主事業について

その他の人権関連自主事業についても、多くの単位会は日弁連から一括委託する方式を選択すると回答し

図2 自主事業の存続方式



ている。また、少なくとも犯罪被害者法律援助、中国・サハリン残留日本人国籍取得支援および難民法律援助の各事業は、全国的に実施されてきたという実績があるし、それ以外の事業も、全国くまなく利用可能な制度として整備し拡充することが望ましい。

● 積み残された主な課題

(1) 刑事被疑者弁護援助事業および少年保護事件付添扶助事業について

当番弁護士等緊急財政基金は2007年5月までの暫定的な制度とされているので、その継続ないし発展的解消をするべきかという財源問題、各単位会の対応能力に応じた制度の運用方法の模索、上乘せ報酬の支払いの要否・額・財源、償還制度の導入の可否、日弁連が委託手数料を負担することの要否といった日弁連委託方式の運用上の問題などが、課題である。

(2) その他の人権関連自主事業について

(1)と同様の財源問題、各種事業内容の整理・統合、各単位会の対応能力に応じた制度の運用方法の模索、委託費用の軽減、償還制度の導入の可否・内容といった日弁連委託方式の運用上の問題などが、課題である。

(司法改革総合センター事務局次長 白井一廣)